三国志研究会(全国版)報告資料 170625

『三國志集解』のつかいかた 其四

佐藤 ひろお

◆関連年表

5 建安十六年 建安十五 建安十四 建安十三年 年 法正・ 劉備 曹仁が江陵から撤退し、 荊州牧の 劉備が京を訪れ、 が、 張松に誘われ、 南部四 劉表が卒し、 郡 孫權に領土を交渉。 (武 陵 劉備が益州に入り、 魯肅が弔問に訪れる。 周瑜が南郡太守として屯す。 長沙・ 零 陵 • 周瑜が卒し、 桂陽) 張魯を防ぐ。 劉備と同盟を結び、 を平定。 魯肅が兵を継ぎ、 孫權が劉 周瑜が、 備 曹仁と江陵を争う。 曹操を赤壁で破る を公安に屯せし 程普が南郡太守に。 む。

10 建安十八年 建安十九年 建安二十年 曹操が濡須で孫權を攻める。 益州を得た劉備に、 劉備が雒城を陥落させ、 孫權が荊州を要求するが決裂。呂蒙が、 諸葛亮· 劉備は孫權からの救援要請を受け、 張飛・趙雲を荊州から召し、 長沙・零陵・桂陽を攻 成都を得る 劉璋に増兵 を要 求 略

建安二十二年 孫權が都尉の徐詳を派遣し、曹操に降る。魯肅が卒して、呂蒙が漢昌太守となる。

曹操の漢中進攻により、

湘水にて領土を区切ることで妥結

羽と魯肅が單刀會。

◆『建康實錄』卷

15

 ∇ して襄陽に鎭せし 時に曹操も又 を を分けて長沙・江夏・桂陽の四郡もて吳に屬せしむ 權 廬陵• て之を出す。 寧すん 十九年夏五 之を征して、 ず 南郡ら一 而して 月、 漢中に入る。 權 南のかた三郡の守を置き、 揚州の統ぶる所の 一十四郡、 む。二十年、 權 大いに怒り、 又 皖城を征し、 合せて一百四十八縣なり。 操の逼るを懼れ、 自ら上りて陸口に鎭し、 丹楊 諸葛瑾をして往きて備に詣り、 之を取り、 吳興 呂蒙をして討ちて其の民を定めしむ。 新都 遂に使を遣はして与に和せんことを求む。 太守の朱光を獲らふ。 是の 東陽・ 漢昌太守の魯肅をして南のかた討たし 臨 海 劉備 荊州を求めしむるも、 建安・ 蜀に入りて益州を定め、 魏軍 豫 章 盡く退き、 蜀將の 鄱 陽 • 關羽 臨川 克ちて江 乃ち荊州 与へ 盡く逐 褟 ず。 安城 羽

20

、孫權の支配地域

25

◆『三國志』吳主傳 建安五年

定 を分けて漢昌郡と爲し、 犂陽・ 惟だ會稽・ 休陽縣とともに六縣を以て新都郡と爲す。……十五年、 吳郡· 魯肅を以て太守と爲し、 丹 楊· 豫 章 廬陵の み 陸口に屯せしむ 有り。 ……十三年、 豫章を分けて鄱陽郡と爲す。 **歙を分けて始新と爲し、** 長沙 新

30

→會稽・吳郡は、『建康實錄』に記載がなく、新都・鄱陽は、当該年までに孫權が設置

◆『晉書』卷十五 地理志下

35 て 安を省きて 郡を立て、 郡を立つ。 鄱陽郡を立て、 漢の 順 廬江郡に幷はす。 帝 豫 章· 孫休 會稽を分けて吳郡を立て、 円楊を分けて新都郡を立つ。 又 廬 陵• 會 稽を分けて建安郡を立つ。 長沙を分けて安成郡を立 獻帝の興平中、 揚州 孫策 孫亮 孫晧 又 豫章を分けて臨川郡を立て、會稽を分けて臨 丹 楊· 章を分けて廬陵郡を立つ。孫權 又 豫章を分け 廬陵を分けて

廬陵南部都尉を立つ。 會稽を分けて東陽郡を立つ。吳を分けて吳 吳・豫章・九江・廬江の六郡を統べ、六

→吳興・東陽・臨海・建安・臨川・安城は、当該年に未設置、南郡は?

40

一、關羽の居城

◆『三國志』卷三十六 關羽傳

先主 西のかた益州を定むるや、羽を董督荊州事に拜す。 先主 江南の諸郡を收め、乃ち元勳を封拜す。羽を以て襄陽太守・盪寇將軍と爲し、江北に駐む。

→關羽は、襄陽太守?(『三國志集解』に注釈なし)

とを規り、次に襄陽を取り、威靈に憑賴せば、在握するが若しと謂へり」とあり、襄陽は曹操の魯肅傳 注引『江表傳』に載せる、周瑜から孫權への文書(建安十五年)に、「巴蜀を定めんこ

◆『晉書』卷十五 地理志下

50

領

土と判明する

に屬し、 郡 長 を分けて宜都郡を立つ。 沙の三郡 西界を分けて南郷郡を立て、 (漢の獻) 襄陽郡を立てたのは曹操で、 吳は後に遂に蜀と荊州を分く。 帝の建安十三年、 吳と爲る。 南陽・ 劉備の 魏武 襄陽・ 枝江以西を分けて臨 沒後、 劉備の 盡く荊州の地を得 南郷の三郡 支配領域で 是に於いて 魏 はない 江郡を立つ。赤壁に敗るるに及び、南郡以南 吳 と爲る。 南郡・零陵・ るや、南郡以北を分けて襄陽郡を立て、又 零陵• 南郡の四郡の地 而して荊州の名、 武陵以西 蜀と爲り、江夏・桂陽・ 悉く復た吳に屬す。 南北に雙立す。蜀 南陽 南

55

60 ◆『三國志』卷五十四 魯肅傳

なり。願はくは至尊、先に未然に慮らば、然る後に康樂たり。今 旣に、曹操と敵と爲る。劉備 近く周瑜 病むや、因りて上疏して曰く、「當今の天下、方に事役有り。是れ瑜 乃ち心 夙夜に憂ふ所

65 行ひ、 を奮武校尉に拜し、 公安に在り、 任すに足る。 南郡太守を領せしむ。 四。 萬餘人を增し 邊境 以て瑜に代へんことを乞ふ。 密邇なるとも、 瑜に代はりて兵を領せし 漢昌太守 肅、 百姓 初め江陵に住まり、 未だ附かず。 偏將軍を拜す。 む。 瑜 瑜の士衆四千餘人、 隕踣の日にありて、 宜しく良將を得て以て之を鎭撫すべ 後に下りて陸口に屯す 十九年、 權に從いて皖城を破り、 奉邑四縣 懐く所 盡せり」 皆 威 恩 屬 即ち

95

70

[一] 卽ち、下雋・漢昌・劉陽・州陵の四縣なり(一]

り 陸口は孫權 一名を魯徳山とい 建安十五年に見ゆ。 ふ。 魯肅 嘗て兵を此に屯せしめ、 顧祖禹曰く、 「昌江山 後人 岳州府の 之を德として、因りて名づく」 平江 一權の 東南一 一里に在

[三] 漢昌は、孫權傳建安十五年に見ゆ(二)。

75

四〕横江將軍、一人、吳 置く。

補注

80

州陵を以て奉邑と爲し、屯して江陵に據らしむ」とある。(一)『三國志』周瑜傳に、「權 瑜を偏將軍に拜し、南郡太守を領せしむ。下雋・漢昌・劉陽

(二) 『三國志』 吳主傳に、 て以て備に給し、 の湖北荊州府の公安縣の東北なり、 せ を委てて走る。 太守を領して江陵に屯據せしめ、程 尋陽令を領す。 備は 吳主傳に、 荊州牧を領し、 備 瑜を以て南郡太守と爲す。 營を油口に立てて、 會 「十四年、 「十五年、 劉琦 公安に屯す」 卒し、 瑜 豫章を分けて鄱陽郡を爲る。 普 蜀志 · 仁、 權 江夏太守を領して沙羨に屯し、呂範 名を公安に改む。 備を以て荊州牧を領せしむ。 劉璋傳に見ゆ、 相ひ守ること歳餘、 とある。 劉備 權を表して行車騎將軍とし、 『三國志集解』吳主傳に、「公安は、 ……通鑑に、 權 妹を以て備に妻はす」とある。 殺傷する所 長沙を分けて漢昌郡を爲る。 周瑜 孫權 彭澤太守を領し、 甚だ衆し。 南岸の 地を分け 周瑜を以て南郡 城

85

こと八十里なり」 陸口について、 と。 に卒すと。 卽ち陸口なり。 年、 長沙 呂蒙傳に魯肅 未だ長沙に併入せざるなり。 周 小經 零 水 下雋縣の西の三山溪より 巴 桂を征するとき、 丘に卒し、 江水注に、「 謝鍾英曰く、「 卒するや、 魯肅 江 水 今の蒲 瑜に 鳥林の南を左に逕き、又 東し、右岸に蒲磯口を得、 陸口に屯し、 代はりて兵を領す。 し所なり」と。寰宇記に、「蒲圻縣 流を 泝る 圻縣の西北八十里に陸溪口あり」と。弼按ずら 出で、蒲圻縣の北に入り、呂蒙城の西を逕く。 汀(錢大昕)の說は誤なり。 肅の軍 蒙に屬し、 肅 初め江陵に住まり、後に 又 漢昌太守を拜す

100

◆『三國志』卷五十五 程普傳

下りて陸口に

・屯す。

肅傳に 見ゆ 」

105

曹公を烏林に 復た還りて江夏を領し、 士大夫に喜ばる。 四縣を食む。 又 周瑜 進みて 先に諸將より出で、 盪寇將軍に遷り、卒す。 卒するや、 南郡を攻め、 代はりて南郡太守を領す。權 曹仁を も年長なり。時人 皆 程公と呼ぶ。性は施與を 走らしむ。 裨將軍を拜し、江夏太守を領し、沙 荊州を分けて劉備に與ふるや、

太守にもどし、吳の南郡太守を空席にした。いつ劉備に割譲した? 魯肅の判断?→周瑜の死後(建安十五年~)、程普が南郡太守となり(魯肅傳・程普傳)、その後、程普を江夏

110

三、諸葛瑾の派遣時期

◆『資治通鑑』卷六十七 建安二十年

120 115 び、 を圖らんとす。 に在るに、 攻めて之を屠る。 夏四月、 虚辭を以て歳を引かんと欲するなり」 權 羽と隣界す。 中司 操 周 ,馬の 瑜 陳倉自り散關に出でて河池に至る。 涼州 諸葛瑾をして 西 甘 羽 平 定まらば、 數、疑弐を生ぜども、 金城の諸將たる麴演 孫權に蜀を取らんこと 乃ち盡 備に 荊州の と。 遂に長沙・ 蔣石 諸郡 氐王の竇茂 衆萬餘人もて險に恃みて服せず。五月、 を勸む。 に歡好を以て之を撫す。備 已に益州を得るに及 ら共に韓遂の首を斬りて送る。初め、劉備 荊州 與ふのみ」と。權曰く、「此れ假りて反さず、 零陵• 桂陽の三郡の長吏を置く。 許さずして曰く、「吾 方に涼州 關羽を留めて江陵を守らしめ、

◆『三國志』卷四十七 吳主傳

90

章郡は孫策傳に見え、

鄱陽郡は前の建安八年に見ゆ」

とある。

漢昌郡につい

「長沙は孫

陸口に屯せしむ」とあり、

『三國志集解』

に、

鄱陽郡につい

胡三省日

鄱陽、

今の 饒州の

地なり。

沈約志

長沙郡に吳昌縣有り、

漢末

名を更む。

隋に至りて吳昌を廢して羅縣に入る……と」と。

仍りて長沙に併入し、

別に郡を立てず」と。

弼

按ずらく、

魯肅傳に肅

建安二十二年

是の時、

長沙

劉備の據る所と爲る。

建安十九年、

始めて長沙三郡を得て、

魯肅を以て太守と爲し、

12 たり。是の歲、劉備 蜀を定む。權 備の已に益州を得たる以て、諸葛瑾をして從り荊州の諸郡を求め十九年五月、權 皖城を征す。閏月、之に克ち、廬江太守の朱光及び參軍の董和、男女數萬口を獲

2/4

與へ しむ。 に 南のかた三 んの 許さずして曰く、 一郡の長吏を置 權日 く 此 吾 れ假りて反さず、 方に涼州を圖らんとす。 而して虚辭を以て歳を引かんと欲するなり」 涼州 定まら ば、 乃ち盡く荊州を以て吳に 遂

→諸葛瑾の派遣、三郡の長吏の派遣は、建安十九年の

▼『三國志』卷三十二 先主傳

130

を奪ふ。 已に益州を得 荊州を以て 十九年夏、 相 雒城 たるを以 與へん」 破れ、 て、 と 進みて成都を圍むこと數十日、 言ふ。 使を使はして報げ、 權 之に忿り、 荊州を得んと欲す。 乃ち呂蒙を遣はして、 璋 出でて降る。 先主、「 襲ひて長沙・ ……二十年、 涼州を得るを須て。 零陵• 桂陽三郡 先主の 當に

→使者の名が見えないが、派遣されたのは、建安二十年?

135

▼『三國志』卷五十二 諸葛瑾傳

蜀に 魯肅らと並びて賓待せられ、 使して好を劉備に通ぜしむ。 諸葛 瑾 \mathcal{O} 派 遣 は、 建安二十年 後に權の長史と爲り、 其の 弟たる亮と、 ・に公會相見するも、 中司馬に轉ず。 建安二十年、 退きて私面すること無し。 權 瑾を遣は

140

四、曹操の動向

◆『資治通鑑』卷六十七 建安二十年

145

零陵・ で盟好 するの 長沙· 關羽 益州を失なふことを懼れ、 盡く之を逐ふ。 み、 桂陽に移すに、 退きて私面すること無し。 遂に荊州を分け、 西 もて備に屬せしむ。 權 皆 大いに怒り、 風に望みて歸服す。 使を使はして和を權に求む。 湘水を以て界と爲す。 諸葛瑾 秋七月、 呂蒙を遣はして兵二萬を督して以て三郡を取らし 每に使を奉りて蜀に至り、 魏公操 會 長沙· 陽平に至る。 魏公操 權 江夏• 諸葛瑾をして命を報げしめ、 將に漢中を攻めんとするを聞き、 桂陽以東もて權に屬せしめ、 張魯 其の 漢中を擧げて降らんと欲す。 弟たる亮と但だ公 む。 更めて尋い 「會相見 南郡 劉備

175

150

▼『通鑑考異』卷三

曹公の兵 始めて漢中に向かはんと欲するや、卽ち兵を引きて還るのみ。 世公の兵 始めて漢中に入れども、備 未だ應ぜず、卽ち之を聞くのみ。而して八月 權 已に合肥を攻む。蓋し備傳に、「曹公 漢中を定むるや」と云ふ。孫權傳に、「漢中に入るや」と云ふ。按ずるに操 七月

◆『三國志』先主傳

160

陵もて西に屬せしむ。 先主 之を聞きて、 公安に下り、 之に忿り、 乃ち呂蒙を遣はして、 關羽をして益陽に入らしむ。 權と連和す。 軍を引きて、 荊州を分けて江夏・ 江州に還る。 襲ひて 長沙· 零陵・ 長沙・桂陽もて東に屬せしむ。南郡・零陵・武 曹公 漢中を定むるや、 桂陽三郡を奪はしむ。先主 兵五萬を引き 張魯 巴西に遁走す。

劉備が荊州から引いたのは、曹操が漢中を平定した後?

165 ◆『三國志』卷四十七 吳主傳

屬せし 權 反り、 未だ戰はざるに、 諸葛瑾をして報げし 遂に合肥を征す。 南郡 零陵• 曹公 め、 武 合肥 陵以西もて 更めて尋いて盟好す。 漢中に入る。 未だ下らざるに、 備に 備 属せし 益州を失はんことを懼れ、使を使はして和を求めしむ。 軍 む 遂に荊州を分け、長沙· 江夏· 桂陽以東もて權に を徹きて還る。 備 歸るや、 而して曹公 已に還る。權 陸口自

170 →劉備が荊州から引いたのは、曹操が漢中に入ったとき?

◆『三國志』卷一 武帝紀 建安二十年

公 五 夏四 平に至る。 月、 攻めて之を屠る。 公 陳倉自り ……八月、 以て散關に出で、 西 孫權 平 合肥を圍み、 金城の諸將たる麴 河 池に至る。 張遼 氐王たる竇茂 衆萬餘人もて險に恃みて服せず。 李典 之を撃破す。 蔣石ら共に韓遂の首を斬りて送る。秋七月、

『資治通鑑』は、武帝紀の五月と七月の間に、月が不明な單刀會の記事を挿入している

